

資料番号	7
------	---

令和4年7月15日
課名 地域政策局中山間地域振興課
担当者 課長 藤谷
内線 2631

令和2年国勢調査結果を反映した過疎地域持続的発展方針及び 過疎地域持続的発展県計画の改訂について

1 要旨

令和2年国勢調査結果に基づき、令和4年4月1日付けで、過疎地域として新たに呉市旧安浦町及び廿日市市旧佐伯町が追加公示された。

これに伴い、5月19日付けで過疎地域持続的発展方針（以下、「発展方針」という。）を、6月17日付けで過疎地域持続的発展県計画（以下、「県計画」という。）を、それぞれ別冊1及び別冊2のとおり改訂した。

2 現状・背景

令和3年8月 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき発展方針を策定

令和3年10月 発展方針に基づき県計画を策定

令和4年4月 旧安浦町及び旧佐伯町が過疎地域として追加公示

令和4年5月 発展方針を改訂

令和4年6月 県計画を改訂

3 主な変更点

(1) 発展方針

- 追加公示に基づく過疎地域の区域
- 令和2年国勢調査結果等を反映した人口等の基礎数値の入替

(2) 県計画

- 追加公示地域に伴う道路整備等施工箇所を追記
- 中山間地域振興計画のうち令和4年度新規事業の追記
 - ・ 元気さとやま応援プロジェクト
 - ・ 食のイノベーション推進事業
 - ・ 集落営農活性化プロジェクト促進事業
 - ・ 瀬戸内地魚のブランド化推進事業

4 その他（関連情報等）

追加公示を受けた呉市及び廿日市市では、両市の6月議会において、改訂後の過疎地域持続的発展市町計画が議決された。